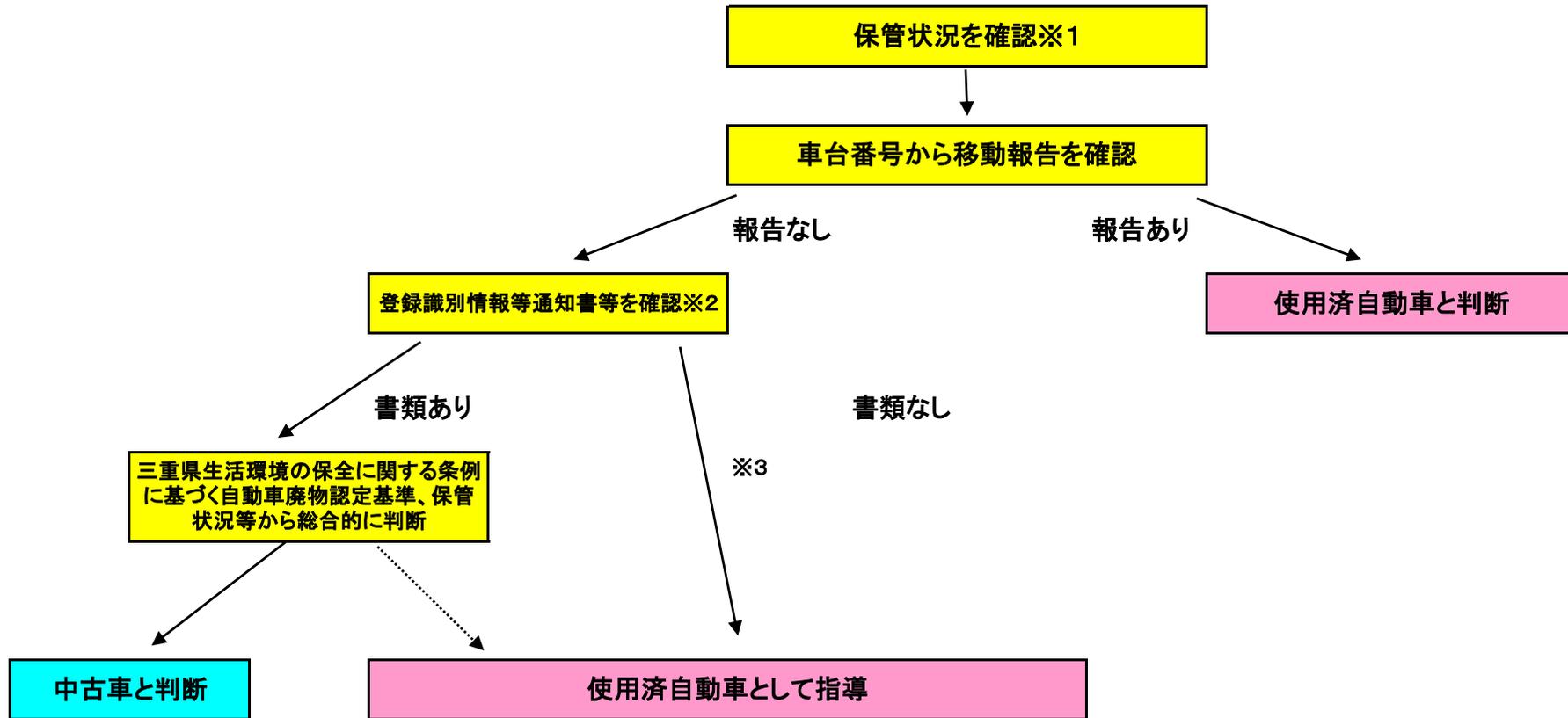


解体業者での不適正保管における中古車か使用済自動車かの判断フロー



※1 2段、3段に積まれていないか、長期間保管していないかなど中古車として販売できると考えられる状態で保管しているかどうか

※2 登録識別情報等通知書等、一時抹消登録済であることが分かる書面またはナンバープレートと車検証(共に原証)

※3 登録識別情報等通知書等、一時抹消登録済であることが分かる書面がないと中古新規登録が容易にできないため、使用済自動車として指導